豊橋市農業委員会《愛知県》

～農業行政情報システム管理規程等の整備～

1　目的又は必要性

○　地域農業の概況と問題点

豊橋市は、県の東南部に位置し、地形はおおむね平坦である。気象条件にも恵まれ、農作物の栽培に適している。農家戸数が約6,000戸に対し耕地面積が約6,000ｈａで、野菜を中心とした園芸作物および畜産が農業の柱になっている。

課題に関しては、多くの地域と共通する事項が多い。平成17年度農業施策について、農業委員会から市長に提出された要望書では、次のような項目が取り上げられている。

(1)　農業後継者・担い手農家の確保・育成について
（認定農業者に対する支援の拡充と農業後継者等の確保・育成への支援の強化）
(2)　農業用水の確保等について
（豊川用水二期事業の早期完了と地元負担金の軽減措置、等）
(3)　優良農地の確保と農業基盤整備の促進について
（遊休農地の解消と有効利用について、を含む）
(4)　地産地消および食農教育等の促進について
(5)　税制等各種法令の運用の適正化について
(6) その他の要望について

○　農業委員会の組織構成と活動の枠組み

農業委員の総数は42名で、委員会に農地部会と農業振興部会とが設置されている。

農地部会は、農地法第3条の関係（所有権移転等の権利設定）、同第4、5条の関係（転用）等、農地事務処理に関わる活動を行っている。

農業振興部会は、農政対策協議会と花嫁対策協議会とからなり、農業施策に関する建議についての協議、その他多様な活動を行っている。

農業委員会の事務局には、市の職員から9名（他に兼務で8名）が農地利用調整グループとして配置されている。

○　目的と必要性

農用地の利用調整等、農業委員会が行う所掌事務を効率的に推進するには、農地基本台帳の電子化を避けて通るわけにはいかない。そのため、農地基本台帳の電子化を内容とする「農業行政情報システム」を構築し、併せて同システムの管理規程を整備することが必要とされた。

2　整備・取組み経過および管理規程

○ 平成 10 年度を中心に、農業行政情報システムが整備され、次いで、平成 16 年度にバージョンアップが行われた。

○　システム機器は、サーバー1 台と 7 台の運用端末とで構成される。7 台のうち 4 台は農業委員会に、3 台は農政課に配置されている。

○　農業行政情報システムの管理に関して、導入時に「農業行政情報システム管理規程」を定めている。主要事項のいくつかを記すと次のようである。

(1) 情報システムの内容
　農業経営者およびその世帯員、経営農地等の筆別表（年 1 回以上の整備要）
(2) 情報システム使用者
　農業委員会事務局職員（パスワードの守秘義務）
(3) 情報システムの使用範囲
　農業委員会法に規定する事務

3　電子情報の管理等

○　管理主体：農業委員会（事務局）および産業部農政課

○　地図情報：　－

○　属性情報：農地基本台帳

4　導入・維持管理費

■　当初整備費【平成 9～11 年度】

（単位：千円）

区　　分	市町村独自予算	農用地利用調整特別事業（国庫助成）	その他（　　）	計
入　　力	2,184	2,184		4,368
ソ　フ　ト	12,745	12,745		25,490
ハ　ー　ド	1,139	1,139		2,278
そ　の　他				
計	16,068	16,068		32,136

■　年間維持管理費【平成 16 年度】

（単位：千円）

区　　分		市町村独自予算	農用地利用調整特別事業(国庫助成)	その他（　　）	計
システム	保　守	562			562
	入　力	3,529			3,529
	ﾊﾞｰｼﾞｮﾝｱｯﾌﾟ	6,905			6,905
ハード	保　守				
	リース	855			855
そ　の　他					
計		11,851			11,851

5　システム活用事例等

○　農地基本台帳の整備

農業行政情報システム管理規程で、農地基本台帳の整備対象および整備方法を次のように定めている。

(1) 整備対象‥‥豊橋市内に居住する世帯で

① 10 アール以上の農地につき耕作の業務を営む世帯

② 耕作面積が 10 アール未満であっても耕作地と貸付地の合計が 10 アール以上の世帯

③ 10 アール以上の農地の所有権はもっているが、その農地のすべてを他に貸付けている世帯

(2) 整備方法‥‥毎年8月1日現在で、整備又は補完のための調査を行う。方法は、農地基本台帳申告書を、ＪＡの推進員（生産支部）に託し（もしくは郵便で送付し）、提出してもらう。修正があれば修正して新たな農地基本台帳とする。なお、データは税務課のものとの照合処理がなされる。未提出者は、農業委員の選挙人資格を失い、また以下に記す農地基本台帳の閲覧と農地の貸借の資格を失う。

○　農地基本台帳等事務取扱基準

農地基本台帳および農地流動化掘り起し台帳に係る事務取扱基準を平成10年に定め実施している。

この取扱基準で、個人のプライバシー保護のため、閲覧できる者を次のように制限している。（複写の提供はしていない。）

(1) 農地基本台帳

農業経営者、その世帯員、又はそれらの者が閲覧を認めた者

(2) 掘り起こし台帳

市長が委嘱した農地流動化推進員

6　課題、今後の展望

○　マッピングシステム（ＧＩＳ）導入の検討状況

マッピングシステム（ＧＩＳ）は税務課等にも入っていない。農業の農政関係では、農地銀行活動、農地の効率的利用、産地づくり等の取り組みでＧＩＳは活用できると考えられており、その導入には関心が持たれている。

しかし、市全体の取り組みのなかで導入する必要があるため、税務課等を含めた各部局と歩調を合わせて検討していくことが大切である。

調査者：武部　隆（地域農業経営戦略研究会代表理事：京都大学大学院地球環境学堂）